

# 第2弾 伊那市家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大により、影響を受けた中小規模事業者に対し、回復期までの事業継続を支援するため、固定費である家賃等への支払いに活用していただくことを想定した給付金を支給します。

## 給付対象

次の①～⑥のすべてを満たす方が対象です。

- ① 市内店舗等で事業を行う特定業種※1以外の中小規模法人※2または個人事業主
- ② 申請日以降、少なくとも6カ月以上同一店舗で事業を継続する予定であること
- ③ 令和2年8月1日時点で市内店舗等(土地を含む)を賃借等し、交付申請日においても有効な契約があること
- ④ 令和2年11月から令和3年4月までの間に、事業収入が前年同月比又は前々年同月比で50%以上減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること
- ⑤ 業種別ガイドラインに基づき、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じていること
- ⑥ 経営者が暴力団員及び暴力団関係者でないこと

※1 公的団体等のほか、性風俗業及び宗教団体や政治団体は除きます。

※2 資本金または出資の総額が10億円未満または常時使用する従業員の数が2千人以下の法人（注意）市内に住所を有する個人事業主であっても、市内の物件を賃借していない場合は対象外です。

## 給付額

- ◆ 市内店舗等の申請日前月の1ヶ月分の支払賃料（複数店舗がある場合は合算。）の、2分の1の6か月分（千円未満切り捨て）（1事業者あたり最大20万円まで。）  
※ただし、申請日前月の支払賃料が令和2年8月1日時点の契約賃料よりも高い場合は、契約賃料の2分の1の6か月分（千円未満切り捨て）（1事業者あたり最大20万円まで。）となります。

## 手続き方法

申請書は伊那市公式HPからダウンロードしていただくか、伊那市役所生活支援臨時相談室窓口にて受け取ることが出来ます。

### 必要書類 の準備

- 伊那市令和3年度家賃支援給付金交付申請書兼請求書及び誓約書
- 本人確認書類の写し（個人事業主の場合） ※法人の場合には法人番号を漏れなく記載すること
- 許可証等の写し（許可等を要する業種を営む者の場合）
- 賃貸借契約等の存在を証する書類の写し（契約書等の写し）
- 対象月の比較対象月が属する事業年（事業年度）の直前の事業年の確定申告書第一表又は別表一の控え、所得税青色申告決算書の控え（個人事業主で青色申告を行っている場合）、法人事業概況説明書の控え両面2枚（法人の場合）※確定申告書は収受日付印が押印されていること
- 対象月の売上高が確認できる売上台帳等 ※確定申告書の事業収入と同じ方式で算定されているもの
- 申請日前3か月分の賃料等を支払った事実を確認できる書類
- 振込先口座の通帳の写し

### 市役所に提出

- 伊那市役所本庁舎2階生活支援臨時相談室に申請書類一式を提出します。  
【申請期限】：**令和3年4月1日（木）から令和3年6月30日（水）まで**

### 交付決定

- 市役所から「伊那市家賃支援給付金交付決定通知書兼確定通知書」が届きます。
- 通知書到着から2週間程度で指定口座に給付金が支給されます。

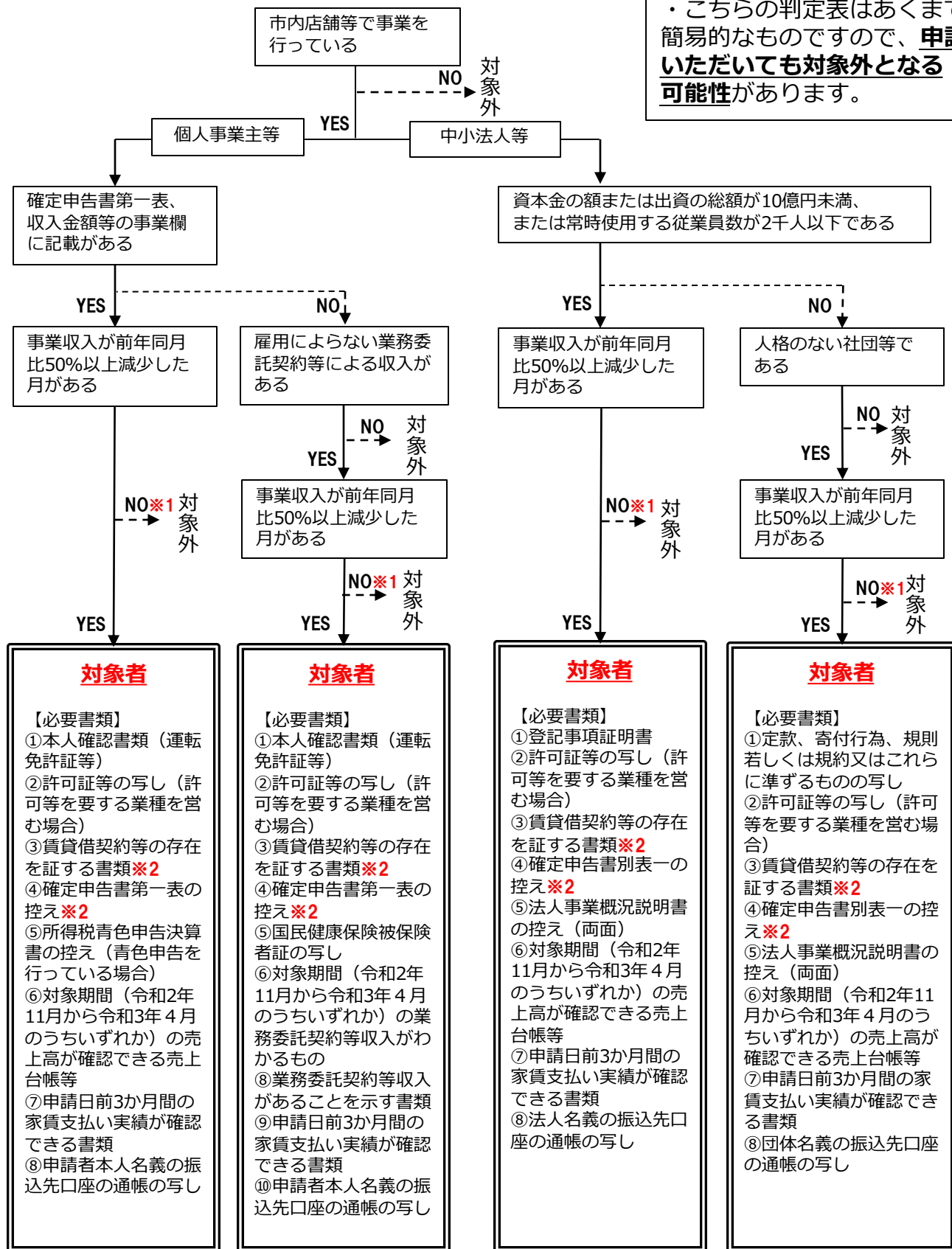
（注意）正当な理由なく市税や料金等に未納がある場合には支給対象外となる場合がございます。  
コロナウイルス感染症が原因で納付が困難な場合には、本給付金の申請前に市税や料金等の担当課にご相談いただき、猶予制度の申請等の活用をご検討ください。

【お問い合わせ先】伊那市生活支援臨時相談室 または 商工振興課

TEL:0265-78-4111(内線2432、2433) メール:skk@inacity.jp

# 令和3年度伊那市家賃支援金支給対象簡易判定表

**【ご注意ください】**  
 ・こちらの判定表はあくまで簡易的なものですので、**申請いただいても対象外となる可能性**があります。



※1 令和2年1月から7月末までに創業（開業）した方など**特例として対象となる**ことがあります。

※2 別様式での証明書類の提出が必要な場合があります。

**（注意） 令和2年度に実施した伊那市家賃支援給付金を受けていても申請いただけます。**

対象や必要書類等については生活支援臨時相談室までお問い合わせください。